

議会改革推進会議第2回会議

- 1 日 時 令和4年8月24日（水）午後2時00分開会
午後2時45分閉会
- 2 場 所 議事堂第3委員会室
- 3 出席者 委員長 瘡師富士夫
委員 山本 徹、奥野詠子、井上 学、山崎宗良、
藤井大輔、亀山 彰、庄司昌弘、井加田まり、
火爪弘子、吉田 勉

I T活用検討委員会委員長 平木柳太郎

4 協議の経過概要

瘡師委員長 それでは、ただいまから第2回議会改革推進会議を開会いたします。

お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の会議には、杉本委員から欠席の連絡がありましたので、お知らせをいたします。

それから、今回もI T活用検討委員会の協議内容報告のため、平木委員長に出席をいただいております。よろしく申し上げます。

それでは、資料を準備させていただいておりますが、早速協議に入ります。

協議事項の1、ハラスメント防止研修の実施及び相談体制の整備についてであります。

事務局から説明をお願いします。

朴木総務課課長補佐 それでは、2ページ目の資料1を御覧ください。

1、ハラスメント防止研修の実施です。

9月8日木曜日、提案理由説明、芸術文化クラブのコンサートがある日なのですが、この日の午後1時50分から大会議室で、全国議長会が主催する議員を対象としたハラスメント防止研修会にオンライン参加していただくということにしております。内容は、議会に

おけるハラスメントについて、内閣府男女共同参画局が作成した映像教材を織り交ぜながら、問題と防止について学ぶというものです。

次の3ページに詳しい内容が記載されております。

7月27日付でお送りした研修開催通知でも御案内しましたが、留意事項に記載のとおり、研修動画の感想や講師、三浦まり教授への質問などがございましたら、明日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

前の2ページにお戻りください。

参加対象は全議員としておりまして、今のところ、30名以上の議員が大会議室から参加する予定になっております。御自宅からオンラインで参加される議員もいらっしゃいます。

ライブで視聴できなかった場合には、後日ユーチューブの録画配信がありますので、そちらを視聴していただくことにしております。

2番の相談体制の整備です。

先行事例を参考にして、富山県議会においても、ハラスメントに係る議員からの相談体制を整備することにしております。

(1) 先行自治体の取組状況ですが、前回の会議においても御質問いただいておりますが、主な先行自治体としましては、愛知県犬山市、福岡県、群馬県がございました。

一番左側の犬山市ですが、犬山市は議長が窓口で、議長指名の委員で構成する委員会が聞き取り等の調査を行いまして、議長が被申立人に注意、勧告などの対応措置を講じることになっています。

相談対象は、議員間または議員と職員間のハラスメントを対象としておりまして、犬山市は要綱を制定しています。

真ん中の福岡県なんですけど、福岡県は、弁護士等の外部有識者5人に相談員を委嘱しまして、相談員が窓口となり、聞き取り調査なども行いまして、相談員の調査や意見を踏まえて、議長が被申立人に注意、勧告などの対応措置を講じます。

議員になろうとする者に対するハラスメントも対象にしているこ

とや、福岡県内の市町村議会の案件も含んでいることが特徴となっており、福岡県はそういうこともあって条例を制定しています。

一番右端の群馬県ですが、群馬県は事務局職員が窓口となっていて、事務局で対応できない場合は、労働局などの外部の相談窓口を紹介するというにしています。議会としての対応はなくて、特に規程も設けていません。

(2)の本県での基本的な方向性ですが、方向性を決めるに当たり、論点としましては、①相談先を誰にするか、②相談(事実確認)後、議会としてどのように対処するか、③相談体制の規定方法、規定するかどうかも含めて、3つの論点があると考えております。

事務局で先行自治体に聞き取りをしてみました。相談体制を整備して間もないところも多くて、実際にハラスメントの案件を処理した実績がないということで、3パターンを御紹介しましたが、どのやり方がいいのか一概には言えないという状況です。

富山県に合った形、何がいいのかをこの場で議論していただければと思っております。

私からの説明は以上です。

瘡師委員長 ありがとうございます。

今日の会議のメインになるのではないかと思います。特に相談体制の整備を含めまして、皆さんから御意見を伺いたいと思います。

各会派ということで、自民党さん。

奥野委員 会派としての取りまとめをしておりませんので、イコール会派の意見ということではなくて、今の私の所感ということにさせていただきたいと思いますが、まずは、このハラスメント防止研修会の講義を受けた後に、具体的にどこまで必要なのかという本格的な議論に入るんだと思っております。ただ、今の私の所感ですと、例えば議会の中でとか、議長が窓口でとか、こういうことではちょっと対応が難しいんじゃないかなというのが何となくの思いです。

やっぱり内部で調査をするとか、もしくは誰が調査をするかによ

って、主観的なというか、一体何がどこまであったらハラスメントに該当して、どういう対応が必要なのかみたいな専門的な知見を内部だけでやろうとすると、みんな持ち合わせていなくて、自分たちの感覚で、自分としては、これは問題ないと思うとか、これは問題だと思うみたいな感覚の話になりがちになるのではないかと思うので、もしこういうものをしっかりとやるということであれば、当然、専門的な外部の方に入っていただくことがいいのではないかなと思います。

瘡師委員長 ありがとうございます。

続いて、新令和会さん。

亀山委員 奥野委員と一緒に、会派としてこの話を取り上げたことはないものですから、私個人の意見を言わせていただきます。

この3パターンというのは、例として、特色あるところを3か所出されていると思います。この3パターンの中で、一番直近というか、最近取り上げたところはどれか分かりますか。

朴木総務課課長補佐 どれも新しいんですが、特に一番新しいのは福岡県で、福岡県は令和4年7月に条例制定しています。群馬県についても令和3年度にこういう仕組みをつくっています。福岡県は令和4年度、群馬県は令和3年度、犬山市はもう少し前ですが、そんなに古くはないです。

亀山委員 これからは私の意見です。今説明を聞いたら、福岡県が一番新しいと言われましたが、私は群馬県のほうが、対応できない場合は外部という表現の仕方、この程度でとどめておけばいいんじゃないかなと個人的には思います。

瘡師委員長 続いて、立憲民主党・県民の会さん。

井加田委員 こういう相談体制の整備に向けて、特に会派で議論はしておりませんので、それこそ具体的なものはなかなか申し上げにくいんですけど、ハラスメントの講習を受けるというのも初めての試みだと思うので、それを受けて問題意識を持たないと、どうするか

というところまでいかないのではないかなと思う部分もあります。富山県議会の中で、本来、ハラスメントがないような運営を心がけるといのがまず基本であって、ハラスメントを認定するといのは基本ではないような思いもしますので、急がずに、まずは講習を受けて、理解度も含めて必要なことを積み上げていくのがいいのかなと、これは個人の意見ですけど、そんなふうに思います。

瘡師委員長 次に、日本共産党さん。

火爪委員 私も講習を受けてから、もう少し全国の状況だとか勉強をしてから再度議論をするのがいいと思います。

ちなみに、確認ですが、犬山市の場合の事務局に任命されている人というのはどんな人なのでしょうか。

朴木総務課課長補佐 犬山市においては、事務局というか、議長が指名する委員でハラスメント苦情処理委員会を設置していきまして、委員会の中で問題に対応することになっています。

火爪委員 苦情処理委員会というのは、議会の中だけに苦情処理委員会を設置するんですか。それとも県庁とか、苦情処理委員会というのは、ほかにも管轄する委員会ですか。

朴木総務課課長補佐 議員間または議員と職員の間で生じたハラスメントの問題について対応するために、議会の中でそういう委員会を設けているということです。

火爪委員 委員は議員ということですか。

朴木総務課課長補佐 議長が指名する者となっているので。

火爪委員 議長が誰を指名する……。

朴木総務課課長補佐 恐らく議員だと。

火爪委員 議員ね。なかなか難しい。

朴木総務課課長補佐 職員も関わっているかもしれませんが、議員と議会事務局の職員ではないかと思います。

火爪委員 奥野委員からもちょっとありましたけど、議会の中のハラスメントってやっぱりかなり厳しいし、公になることをとても気に

するだろうし、だから、議長が窓口とか事務局職員が窓口とかというのは、個人的にはなかなかちょっとつらいのではないかなという印象です。やっぱり弁護士等の外部有識者に調査をしたり、相談したり、直接できるという福岡型のほうが、設置するなら現実的かなと思いつつ見をしました。今後また意見交換していけばいいと思います。

以上です。

瘡師委員長 ありがとうございます。

次に公明党さん。

吉田委員 私もやっぱりハラスメント防止研修会を聞いてからというふうにしていきたいなと思っているんですが、最終的にハラスメント、口汚く罵るとかは、程度もいっぱいあるんじゃないかなと思うんですね。ですから、逆に言えば、注意あるいは勧告までとか、あまりにも、度を越したような場合はまた別の裁定の仕方もあるんじゃないかなとは思いますが、私個人としては、まずやっぱり議長が窓口じゃないかなという気がしますよね。いずれにしても、研修を聞いてから対応していきたいと思います。

瘡師委員長 ありがとうございます。

今ほど皆様方からいただいた御意見、取りあえずハラスメント防止研修会でまず勉強をして、ある程度知識を加えて今後議論すべきじゃないかということだろうと思います。

前回の会議では、先行県の事例を踏まえて検討を進め、年度内に整備を予定してはどうかということを示しておりましたが、今後そういうことを積み重ねて、また皆さんに議論をいただいて今後進めていきたいと思っております。

ほかに何かこの件について御意見ございますか。

それでは、今後また進めていきたいと思っております。

次に、協議事項の第2、議会における個人情報保護条例の制定についてであります。

事務局から説明をお願いします。

朴木総務課課長補佐 それでは、4 ページ目の資料 2 を御覧ください。

1 番、条例案の概要です。条例案につきましては、改正後の個人情報保護法との整合性を勘案し、全国議長会が全国の地方議会の条例制定を支援する目的で作成した標準例に基づき作成しております。

条例案の構成は（1）のとおりです。

標準例と異なる本県独自の規定は、（2）に記載のとおり 2 つありまして、1 つが開示決定期限を 15 日以内とすることと、もう 1 つが、手数料は無料とし、実費相当額を徴収するというところでございます。これは、現行条例の保護水準を維持するためにそういう規定をするものです。

次に（3）その他ですが、条例の実施について必要な事項は議長が別に定めることにしております、全国議長会の素案に基づき定めることとしております。

2 番の対象となる個人情報ですが、基本的には、議会事務局職員が職務上作成または取得した個人情報で組織的に利用する目的で保有しているものが想定されておまして、議長を含めて、議員が取得する個人情報は条例の対象外となっております。条例の対象外ということですので、罰則につきましても当然対象外ということになります。

参考ですが、議会が取り扱う個人情報の具体例としましては、請願・陳情者の氏名、住所、傍聴者名簿の氏名、住所、政務活動費や資産公開を閲覧する者の氏名、住所などがございます。

3 番、今後の予定ですが、9 月 8 日の各会派代表者会議で、条例案やパブリックコメントの実施等について検討することとしております。

その下になりますが、富山地方検察庁と今、罰則規定について協議をしております、既に関係書類を提出しております。9 月下旬には検察庁から回答いただいて、10 月以降にパブリックコメントを

実施したいと考えております。その後、11月定例会で条例を制定し、令和5年4月に条例を施行する予定です。

私からの説明は以上です。

瘡師委員長 ありがとうございます。

全国議長会が作成した条例標準例に基づき作成ということで、今後、各会派代表者会議で検討ということではありますが、この会議の中で皆さんの御意見も伺えればと思っております。

これも各会派からということで、どうですか、自民党さん。

奥野委員 これは前回のときにも御説明をいただいたものの続きだと認識しております。全国議長会が作成をいたしました条例の標準例に基づいてということで、今回、全国的にこういうものができるということであろうと思っておりますので、こういう方向性で結構なのではないかなと思っております。

瘡師委員長 ありがとうございます。

新令和会さん。

亀山委員 今、奥野委員が言われたとおり、全国的にこういう流れができていて、今後の予定もこうやってはっきりと示されています。それによって判断すればそれでいいんじゃないかなと思っております。

瘡師委員長 ありがとうございます。

立憲民主・県民の会さん。

井加田委員 基本的な方向としては特に異論はございません。

瘡師委員長 日本共産党さん。

火爪委員 もうちょっと勉強してみないと分からないと思っております。

これは、デジタル社会形成基本法が今年の5月にできて、そのときに国が個人情報保護法を改正して、市町村などが定めている個人情報保護制度を国の保護法に一本化することを決めたことからこういうことが必要になってきていると思うんです。

本来、県が定めている個人情報保護条例の中に議会も含まれてい

たので、こんなものはつくる必要がなかったのに、国が勝手に地方も一緒にするよと決めてしまったもんだから、こんなことをしなきゃならなくなると認識をしています。

それで、私の最大の関心事は、今までと何が違うのかと。要するに、今までできたのにできなくなるのだとか、実際に今までと何が全国議長会の示したモデルと違うのかを把握しないとちょっと分からないなということなので、また教えてもらって勉強したいと思っています。

以上です。

瘡師委員長 公明党さん。

吉田委員 参考のところで、請願者・陳情者の氏名、住所とか記載がありますが、できれば、ほかに何かあるのか知りたいですね。そうでないと、どういうことなのか、ちょっと分かりかねるという状況です。

以上です。

瘡師委員長 このことについて事務局から何かありますか。

朴木総務課課長補佐 現在、議会事務局で取り扱っている個人情報としては、全部で8つほどあるんですが、そのうち代表的なものを3つ今挙げたのですが、ほかにどんなものがあるかといいますと、会派結成届、会派異動届における会派名、議員名だとか、資産公開の報告書における議員の氏名、職業、資産、収入など。今は政務活動費の関係だったんですが、あと要望書等の処理事務ということで、要望者の氏名や住所などがあります。

吉田委員 そういうものであれば、この流れに沿っていったほうがいいんじゃないかなという気がしますね。

瘡師委員長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見は個人的にございますか。

この件につきましては、各会派代表者会議で条例案、そしてその今後の予定にあるような流れになっておりますので、今後引き続き

き、また情報をもう少し提示していただいで検討を進めていただきたいと思っております。

よろしいですかね。

では次に、広報編集委員会の取組状況について、まず事務局から説明をお願いします。

川村調査課課長補佐 5 ページの資料 3、議会広報の充実についてを御覧ください。

まず 1、議会広報紙の発行についてです。7月11日に富山県議会だより第2号、TOYAMA ジャーナルを発行いたしました。配布先は、記載にありますが、県内高校、公民館、市町村議会、図書館等に約4万6,000部となっております。

次に、2の議会広報紙のウェブ掲載についてです。(1)に記載の業者に委託いたしまして、まず(2)の①、7月12日から1か月間、インターネットの媒体を活用しまして、県内在住の18歳以上のユーザーに対して県議会のホームページの広告を配信いたしました。

次に②、先ほど御報告しました TOYAMA ジャーナルをデジタルブック形式で県議会ホームページに掲載しております。

また③、この TOYAMA ジャーナルを閲覧しての感想などについて、アンケートを現在も実施しております。来月末までにアンケートを行いまして、次回の広報紙制作などに役立てたいと考えております。

次に、6 ページを御覧ください。

3、主権者教育の推進についてです。新たに選挙権を有することになる生徒に対して主権者教育を推進することなどを目的に、記載の取組を実施いたしました。

まず(1)は先ほど御説明したとおりです。

(2)の高等学校での出前講座につきましては、7月12日に富山第一高等学校において開催いたしました。今回は3年生、12クラス、約370名の生徒に対して、山本広報編集委員長をはじめ、記載の17名

の議員の皆様には講師として御参加いただきました。

次に、(3)の高校生との意見交換会については、先週の19日になりますが、高校生とやま県議会の委員会活動の場を活用して、県内高校などの生徒会代表、2年生40名と、記載の12名の議員の皆様による意見交換会を実施しております。

最後に、(4)についてです。

先週20日土曜日に、県総合体育センターの会議室において開催されました県青年議会の議員40名による合同学習会に、記載の5名の委員の皆さんに御参加いただきまして、調査研究活動に対して助言指導をいただいております。

説明は以上になります。

瘡師委員長 ありがとうございます。

それでは、山本広報編集委員長から何か補足等がありましたらお願いしたいと思います。

山本委員 TOYAMAジャーナルの発行につきまして、また主権者教育、高等学校への出前講座、また高校生との意見交換、それぞれに議員の皆さんの御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。それぞれしっかりできているのかなと感じております。

県立学校で出前講座ができないかということで、荻布教育長をはじめ働きかけをしてきたところですが、昨日、校長先生が集まる校長会で、これまでの取組について、藤井委員と2人で出席をして、校長先生方に御紹介申し上げ、ぜひ県立学校でもさせていただきたいということでPRをしてきたところですが。

今のところ反応はないですが、また改めて県立学校でできるようにしたいと思いますので、御了解いただきたいと思います。

以上です。

瘡師委員長 ありがとうございます。

皆様方から何か御意見があればお聞かせいただきたいと思います。

井加田委員 ウェブ掲載の関係で、ウェブアンケートを実施されてお

りますが、現段階で、中間的にどのくらいのアンケート申出というか意見申出があるのか、参考のためにお聞かせいただければと思います。

川村調査課課長補佐 申し訳ありません。今、正確な数字が出ていないもので把握していないのですが、最初の間は、回収が芳しくないということもあったものですから、事務局からも、富山第一高校さんも含めて、いろいろ参加協力をお願いしているような段階です。また追って御報告いたします。

瘡師委員長 ほかに御意見ありませんか。

なければ、次に、IT活用検討委員会の取組状況について平木議員から報告をお願いします。

平木議員 ありがとうございます。

資料4-1を御覧ください。IT活用検討委員会において、議会運営におけるIT活用の検討状況等についての御報告と、あと、後ほど御意見等いただければと思っております。

1番目、タブレット端末等の利用について、6月定例会におけるタブレット端末、また、予算特別委員会でのディスプレイの試行利用に係る課題等の整理・検討を進めております。

このあたりは文字として書いてあるとおりのことではありますが、このタブレット端末、これまで御利用いただいた中で、その他の意見というところに細かく関連の意見も出ております。

本会議においては、配付される資料が少ないため、資料閲覧としてのタブレット利用の頻度は低いかもしれないが等々が載っておりまして、後ほど、皆さんから、個々人で構いませんので、これ以外にこんなことに気づいたよという御意見があればありがたいなと思っております。

2番目、オンライン委員会ということで、7月15日に、全国都道府県議会のデジタル化専門委員会でとりまとめられたオンライン委員会報告書に基づきまして、どのような進め方をするかを検討し、

8月4日に、実際、IT活用検討委員会の場で模擬委員会をオンラインにて実施し、課題を整理してまいりました。

これに関しましても、まだ1回目ということですので、何とか形にはなったなというところがございますが、実装していくにはもう少し繰り返し模擬委員会の開催が必要かなと考えています。

今後の予定については、タブレット端末等の利用において、6月定例会施行時の意見を反映させての今後、本導入に向けて、様々な条例の改正であるとか、またマニュアルの整備についての検討が必要になってきます。

1枚おめくりいただいて、資料4-2が、今後のオンライン委員会に係る検討事項における現時点で整理したものになります。ここは細かいのでほぼ割愛としますが、例えば1番であると、パターンの整理ということで、パターンAは、正副委員長は委員会室から入り、一部または全委員がオンラインという形の対応や、パターンBは、委員長または正副委員長がオンラインで、一部または全員が委員会室、またパターンCは全員がオンラインと。有事の際なんかはこういう形になると思います。

様々な場合において、2番以降の検討事項、出欠であるとか、通信障害発生時の対応等々を今後詰めていく必要があると思われるので、タブレット端末利用そのものもですし、それを委員会もしくは本会議に導入するための様々な課題については、今後、鋭意検討、整理をしていきたいと思っております。

以上、IT活用検討委員会からの報告とお願いでございます。

瘡師委員長 ありがとうございます。

それでは、今ほどのお話の中でもありましたタブレット端末の利用で、これまで皆さん何かお気づきの点、御意見がございましたらお願いいたします。

火爪委員 多分委員会で議論になっているんだと思うんですが、本会議や予算特別委員会の配付資料の中に、未定稿の質問要旨が加えら

れるといいのではないかなと思うんですが、それは書類の扱い上、不可能なんですか。

平木議員 その部分の検討に関しては、どちらかというところと議運が中心になってくると思われるんですが、データとしての活用は、ハードとしては問題なくできるんですが、あくまで未定稿というところでの取扱いに関しては、各会派で少しもんでいただいての取扱いの決定になるかなと思いますので、議会全体で配信とかということは今のところ考えていないという状況です。

火爪委員 確かに、ここのその他意見等に書いてあるように、今の配付の限度だと、それ以外に持ち込むペーパーがあるので、あまり活用メリットはないのかなと思っているので、そこら辺も今後の課題だと思っています。ありがとうございました。

瘡師委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんか。

井加田委員 その他意見等のポツ1の後段の部分、資料閲覧としてのタブレット利用の頻度は低いかもしれないが云々というところと、もう1つ飛んで3つ目の、会議時のタブレット利用に際して、インターネットでの閲覧内容と会議との関連性が問われることもあるため、検索や閲覧に際しては、説明責任が果たせるよう留意と。この部分は整合性が取れているのかなという、ちょっとこの点が気になりました。どこまで閲覧できるかというのは、あくまでも配付資料を紙媒体から電子媒体としてタブレットへ移すという制限つきで直前に送付されてくると。それを見るという段階、6月定例会はその段階だったかなと思ひまして、1枚ものであまりペーパーレスの実感がなかったかなと思うんですけど。

この辺、機能的にインターネット検索も利用できるということは、当初そんなに明確におっしゃっていなかったような気がしますが、ここら辺はどう理解すればいいのかなと。使う場合は説明責任が果たせるよう留意といたしますか、必要に応じてだから、それは議員個

人の判断なのか、かなり使いこなせる人から、私たちみたいにやっとの思いで見ている者等も含めると、紙媒体の省略という趣旨とちょっと方向性が違うようにも感じる部分があるんですが、この点はどうか考えたらいいのか、ちょっと疑問に思いましたので発言いたしました。

平木議員 ありがとうございます。そのあたりの整理はこれからとなりますが、今回、例えば議会事務局では、事前に議案を議会のホームページに上げていただいた資料の共有方法があったのと、もう1つは、タブレット端末に直接その中のフォルダに入れてもらうという2つの共有方法を試させてもらったという状況になります。

今後は、今ほど井加田委員に言っていたような、例えば資料が増えてくる段階になれば、閲覧の頻度が増えるのと、もう1つは、議会の内容に関わる部分であれば、インターネットの閲覧というのは、基本的には制限をかけるものではないということになると思うので、その場合に、この中で何が行われているかは、正直議会として自己責任でお願いをするしかないという状況かなと。例えば、それはタブレットに関わらず、議場に持ち込むものをそれぞれが責任を持って管理するのと同じ扱いと捉えてもらうのが、現状としてはそういう整理になるかなと思うので、今後整合性が取れるように、もう少し文章の整理も、4-2のもう1つの資料のほうで進めていきたいと思います。ありがとうございます。

瘡師委員長 ありがとうございます。

ほかに何か。

なければ、次に、事務局から報告事項がありますのでお願いいたします。

朴木総務課課長補佐 9ページの資料5を御覧ください。

危機管理対応として、令和元年度から議会災害時県議連絡メーリングリストの送受信テストを実施しております。

1番、昨年との変更点ですが、今回のテストから安否確認の回答

がない場合、15分ごとにメールを3回送信しております。

ちなみに、県内で震度6弱の地震が発生した場合は、システムからメールが5回送信されることとなります。職員も同様です。

2番、送信テストの結果ですが、今年は7月10日に参議院議員選挙の投票日がありましたので、その関係で、例年より遅い7月下旬に送信テストを実施いたしました。

1回目は令和4年7月21日に実施しております、29人から回答いただき、未回答は9人となっております。2回目は、未回答だった9人を対象にしまして7月29日に実施しました。8人から回答いただき、未回答は1人でした。

3番の反省点ですが、2回目のテストでも未回答だった1人につきましては、メールアドレスが変更されていたことが原因でしたので、新しいメールアドレスを改めてシステムに登録しました。パソコンのメールアドレスを登録していたために回答が遅れたというケースもありまして、常時確認することができる携帯電話のメールアドレスとすることを確認すべきだったと思っています。

下から2つ目ですが、「アンケートに回答願います」という依頼方法では、回答が任意であるかのような誤解を招くおそれがありました。

以上のような反省点を踏まえて、今後も年1回メールアドレスの確認及び送信テストを実施したいと考えております。

以上です。

瘡師委員長 ということでございます。よろしいですね。

次に、私から資料6について説明をさせていただきます。

去る7月27日に、全国都道府県議会議長会定例総会が開催されまして、第33次地方制度調査会における審議状況等についての報告がありました。

主な内容は、本会の主張として、新型コロナウイルス感染症やDXの推進の課題に加えまして、その他の必要な地方制度の在り方、そこに太

字で記載のとおり、令和5年度の統一地方選挙までに、地方議会は、住民が選挙した議員をもって組織されること、地方議会は、地方公共団体の意思決定を行うこと、地方議会議員は、住民の負託に応え、自らの判断と責任において、その職務を行うとともに、調査研究その他の活動を行うことを地方自治法に明確に規定することを求めています。

このことについては、本県議会においても、2月定例会において、全会派賛成の下、意見書を提出しており、皆さん御承知のとおりかと思いますが、ここで改めて報告をしておきます。

それでは、次回の会議についてですが、別途、日程調整の上、開催したいと思えます。

以上で本日の議事は終わりましたが、この際、ほかに御意見等ございましたらお願いいたします。

それでは、これをもって第2回議会改革推進会議を閉会します。

どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。